

山口東京理科大学調査特別委員会審査日程

日 時 平成30年5月1日（火）
午前10時
場 所 第1委員会室

付議事項

1 平成28年10月3日の説明会に参加した業者への聞き取りについて

2 その他

白井前市長の文書に関する関係者への調査のまとめ

調査対象者は、平成 28 年 10 月 3 日に開催した説明会に出席の案内をした市内の A ランク 5 社、B ランク 9 社（3 社は欠席）の建設業者、A 棟及び B 棟の建築主体工事の入札に応札した大手ゼネコン 2 社、市職員 7 人です。調査票の提出があった企業 11 社（2 社未回答）、市職員 6 人（1 人未回答）の結果を下記にまとめています。

- ① 平成 28 年 10 月 3 日に開催した「山口東京理科大学薬学部校舎建設事業に係る説明会」における白井市長（当時）の発言について【企業、職員】
適正な工期が確保できないため、工期内に工事が完成しない場合はその工期の延長を認めるとともに、その工期の延長についてはペナルティを課さない。

回答の内容			上記の内容の発言があった	上記の内容に近い発言があった	上記の内容の発言はなかった	わからない
区分	調査依頼	回答提出				
企業	11	9	5	2	1	1
職員	7	6	0	0	5	1
合計	18	15	5	2	6	2

- ② 「入札前に入札参加業者に対して、担当部署を通してこの旨を通知した」ことについて【企業】
この旨⇒適正な工期が確保できないため、工期内に工事が完成しない場合はその工期の延長を認めるとともに、その工期の延長についてはペナルティを課さない。

回答の内容			通知があった		通知がなかった	わからない
区分	調査依頼	回答提出	担当部署	わからない		
企業	9	8	0	—	8	0
合計	9	8	0	—	8	0

- ③ 「入札前に入札参加業者に対して、担当部署を通してこの旨を通知した」ことについて【職員】
この旨⇒適正な工期が確保できないため、工期内に工事が完成しない場合はその工期の延長を認めるとともに、その工期の延長についてはペナルティを課さない。

確認の内容			通知をする旨の指示があった				通知をする旨の指示がなかった	わからない
区分	調査依頼	回答提出	全社に通知した	一部の社に通知した	通知をしなかった	通知をしたかわからない		
職員	7	6	0	0	0	0	6	0
合計	7	6	0	0	0	0	6	0

調査結果のまとめ〔その他の項目：職員〕 ※要約

白井前市長の文書に書かれている発言は、明確にはなかった様に記憶している。終始、間に合わなかった時の教室の空きについて大丈夫との説明だった。自分の認識では、ペナルティは課さないというイメージを持っていた。

白井前市長の文書に書かれている発言はなかったと記憶している。

この説明会には、白井市長、成長戦略室及び監理室職員、Aランク及びBランク業者が参加した。白井前市長の文書に書かれているような具体的な発言はなかったと思う。業者から「もし工期に遅れた場合、業者だけに責任をなすりつけるようなことはしないですよね。」との発言があり、市長が「そのような無責任なことはしない。約束します。」と回答されたように思う。この発言が「工期の延長を認め、ペナルティを課さない。」と思われたのかもしれないが、この発言の前後の意見交換の内容や様子から、自分はそのようには受け取れなかった。また、工事約款における違約条項を無視するような発言があれば、監理室職員も出席していたことから指摘があったはずである。入札参加者に対しての通知の指示はなかった。また、知りうる限り他の職員に対しても指示がなかった。市長が入札参加者に対して通知をしたいとの意向があるような感じはなかった。

白井前市長の文書に書かれているような発言があったという記憶はない。メモをとっていなかったため、市長の発言を含め、この説明会において具体的にどのような発言があったかについての詳細はわからない。

白井前市長の発言としては、工事が間に合わなかった場合は、既存校舎を使用することも可能なため、ぜひ入札に参加してほしい旨の発言があった。工期延伸の可・不可のどちらともとれる言い方のように思う。

白井前市長が話した言葉を詳細に覚えているわけではないが、入札に影響するような発言はなかったように感じている。言葉の受取り方は人それぞれである。白井前市長が文書に書かれた内容のような意図を持って話されたとしても、実際に話した言葉によっては受取り方や感じ方が違う場合がある。